

令和6年度「地域公共交通等運行継続緊急支援金」のお知らせ

福島県生活交通課

燃料価格高騰の影響が拡大している路線(乗合)バス・貸切バス・タクシー・自動車運転代行業者・トラック事業者の事業継続のため、以下のとおり保有する対象車両台数に応じた支援金を交付します。

支援金の概要

1. 対象となる事業者(次の(1)～(3)のいずれかで、かつ(4)に該当する者)

- (1) 路線(乗合)バス事業者・貸切バス事業者・タクシー事業者
道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条の許可を受けて、一般旅客自動車運送事業を行い、福島県内に本社又は営業所がある事業者
- (2) 自動車運転代行業者
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第2条第2項に規定する福島県公安委員会の認定を受けた自動車運転代行業者であり、福島県内に本社又は営業所がある者
- (3) トラック運送事業者
貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第4条の許可を受けて一般貨物自動車運送事業を行う事業者、同第35条の許可を受けて特定貨物自動車運送事業を行う事業者、同第36条による届出をして貨物軽自動車運送事業を行う事業者であり、それぞれ福島県内に本社又は営業所がある中小企業者・小規模企業者(資本金3億円以下又は常時使用する従業員が300人以下のいずれかを満たす事業者)
- (4) 交付申請時点で事業を継続している事業者

2. 交付対象車両

※1. 対象となる事業者が令和6年10月1日時点で保有し、関係機関に事業用として届け出ている以下の車両(詳細は申請要領及び支給規程をご参照ください)。

- (1) 路線バス(乗合バス)として使用される車両
- (2) 貸切バスとして使用される車両
- (3) 乗用タクシー・ハイヤー車両として使用される車両
- (4) 自動車運転代行業の随伴車として使用される車両
- (5) トラック事業として使用される車両(三輪の軽自動車及び二輪の自動車は除く。)

3. 支援金の額

路線(乗合)バス事業者	登録車両1台当たり 100,000円 乗車定員11人未満の車両については1台当たり 50,000円
貸切バス事業者	登録車両1台当たり 50,000円
タクシー事業者	登録車両1台当たり 25,000円
自動車運転代行業者	登録車両1台当たり 10,000円
トラック運送事業者	登録車両1台当たり 10,000円

(申請方法等は裏面をご覧ください。)

4. 緊急支援金の交付執行団体

株式会社JTB福島支店

5. 申請受付期間

令和7年1月20日（月）から令和7年2月7日（金）まで（当日消印有効）

6. 申請方法

福島県生活交通課ホームページから、申請書様式類をダウンロードした上で、必要書類を作成し、申請書類一式を郵送、又は Web 申請フォームから電子申請してください。

【提出先】

郵送の場合 〒960-8043 福島県福島市中町 1-19

福島中町郵便局留め

「地域公共交通等運行継続緊急支援金」事務局 宛

電子申請の場合 下記福島県生活交通課の HP から Web 申請フォームにアクセスしてください

詳細は、福島県生活交通課ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16005d/chiikikoukyoukoutsuutou-sienn.html>

【問い合わせ先】

福島県地域公共交通等運行継続緊急支援金コールセンター

電話：050-5805-2351

受付時間：9時00分から17時00分（平日のみ）